

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十一年一月一日から三月三十一日までとする。

令和元年五月二十四日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
二件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った事業者の概要
一 福島県浜通りの建設業者（震災により設備が破損、震災後一ヶ月の工場停止により売上が減少）
二 岩手県沿岸部の建築資材等製造業者（従業員被災・物流停止等により工場稼働率が低下、稼働回復後も売上が回復せず逸失利益が発生）
買取りに係る債権の元本総額
八億三千三百七万五千元
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 二件、その他 八件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十一億八千二十八万八千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一億五千六百九十七万二千元

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 岩手県沿岸部の製造業者（津波により社屋が損壊し、設備・原材料・仕掛品が流出）
 - 二 茨城県沿岸部の建設業者（震災により主要取引先からの工事受注が一時停止し、売上が減少）
 - 三 福島県中通りの卸売業者（震災により所有不動産が全壊）
 - 四 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により機械設備・車両が流出）
 - 五 宮城県沿岸部の小売業者（震災により在庫が損壊）
 - 六 静岡県の卸売業者（原発事故の影響による風評被害で売上が大幅に減少）
 - 七 宮城県沿岸部の卸売業者（震災の影響により沿岸地域への売上が激減）
 - 八 福島県浜通りの飲食業者（津波により店舗・設備が損壊、在庫が流出）
 - 九 福島県中通りの医療福祉事業者（震災により施設建物が損壊）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
二億六千六百五十四万一千円